

専門職大学院制度について

<目的>
研究者養成と高度専門職業人養成の混在

修士課程
(専攻分野の研究能力又は高度専門職業能力育成)

- ・学位は修士
- ・標準修業年限は2年
- ・研究指導が必須
- ・30単位以上の習得、論文審査の合格など
- ・相当数の研究指導教員の配置

博士課程
(研究者としての自立した活動及び高度専門職業に必要な研究能力育成)

- ・学位は博士
- ・標準修業年限は5年(前期2年、後期3年)

学校教育法の改正
(H15.4.1施行)

大学院の目的規定の整理(高度専門職業人養成の明確化)
専門職学位の創設

既存の大学院

<目的> 研究者養成 + 高度専門職業人養成

修士課程

博士課程

専門職大学院

<目的> 専ら高度専門職業人養成

専門職学位課程

<分野>

- ・国家資格等と関連する分野
- ・社会的に特定の高度な職業能力が必要とされる分野
- ・学位は修士(専門職)
(法科大学院は、法務博士(専門職))
- ・標準修業年限は2年が基本(分野毎に柔軟に設定:法科大学院は3年)
- ・少人数教育、双方向的・多方向的な授業、事例研究、現地調査など教育目的にふさわしい教育方法
- ・研究指導、論文審査は要しない
- ・3割の実務家教員(法科大学院は2割)
- ・第三者評価を義務付け(5年ごと)

大学院修士課程と専門職大学院との制度比較

事 項	大学院修士課程	専門職大学院(H15.4から) (専門職学位課程)	
		法科大学院(H16.4から)	
標準修業年限	・ 2年	・ 2年又は1年以上2年未満の期間で各大学が定める	・ 3年
修了要件	・ 修業年限以上の在学 ・ 30単位以上の修得 ・ 研究指導 ・ 修士論文審査	同左 ・ 30単位以上の修得その他の教育課程の履修 ・ 必須としない ・ 必須としない	同左 ・ 93単位以上 同左 同左
教員組織	・ 教育研究上必要な教員を配置 ・ 研究指導教員及び研究指導補助教員を一定数以上配置	・ 教育上必要な教員を配置 ・ 高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を一定数以上配置(修士課程の研究指導教員数の1.5倍の数に、修士課程の研究指導補助教員数を加えた数を置く)	同左 同左
	・ 研究指導教員1人当たりの学生収容定員を分野ごとに規定 (人文社会科学系は教員1人当たり学生20人以下) ・ 実務家教員の必置規定なし	・ 教員1人当たりの学生収容定員を修士課程の研究指導教員1人当たりの学生収容定員の4分の3として規定 (例:人文社会科学系は教員1人当たり学生15人以下) ・ 必要専任教員中の3割以上を実務家教員をもって充てる	同左 (専任教員1人当たり学生15人以下) ・ 必要専任教員中の2割以上を実務家教員をもって充てる
	・ 学部、研究所等の教員等が兼ねることができる。 (設置基準の教員数に算入できる)	・ 専門職大学院の設置基準に算入する教員は、学部等設置上の教員数に算入できない。ただし学部等の授業科目の担当は可能。(平成25年まで経過措置有り)	同左
具体的な授業方法	-	・ 事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答	同左 ・ 少人数教育を基本(法律基本科目は50人が標準)
施設設備	・ 教育研究上必要な講義室、研究室や、機械、器具、また図書等の資料を備える (注)校地・校舎は、借地でも可能なケース有り	同左 ・ 専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができること	同左 同左
第三者評価	-	・ 各分野毎に継続的な第三者評価を義務付け(5年に1回)	・ 継続的な第三者評価(適格認定)を義務付け(5年に1回)
学 位	・ 「修士()」	・ 修士や博士とは異なる専門職学位 「 修士(専門職)」	同左 「法務博士(専門職)」